

事業者のみなさまへ

首都圏の大気環境の改善のため、九都県市では、環境により良い自動車の利用をお願いしています。

自動車を使用する事業者のみなさまは、以下のとおり御協力をお願いします。

- **首都圏ディーゼル車規制^{*}に適合した自動車を使用してください。**

*発着地とする場合だけでなく、通過するだけでも対象になります。
また、規制基準は都県の条例により異なりますので、各都県にお問い合わせください。

- **自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車^{**}を使用してください。**

**車検証の備考欄に、「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載があります。

- **低公害車をできるだけ使用してください。**

- **走行の際にはエコドライブを心がけてください。**

<https://www.9taiki.jp/eco/>



—九都県市とは—

九都県市とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の1都3県5政令市をいいます。首都圏の大気環境改善のため、ディーゼル車規制をはじめとした取組みを共同で行っています。

お問い合わせ先

埼玉県環境部大気環境課 (048-830-3064)
千葉県環境生活部大気保全課 (043-223-3810)
東京都環境局環境改善部自動車環境課 (03-5388-3598)
神奈川県環境農政局環境部環境課 (045-210-4180)
横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課 (045-671-3843)
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 (044-200-2517)
千葉市環境局環境保全部環境規制課 (043-245-5189)
さいたま市環境局環境共生部環境対策課 (048-829-1330)
相模原市環境経済局環境保全課 (042-769-8241)

九都県市あおぞらネットワーク <https://www.9taiki.jp/>

九都県市で共同して実施している低公害車の指定制度やエコドライブ等についてを紹介しています。



— 事業者のみなさまへ — 業務で自動車を使用する際には 環境により良い自動車の 利用をお願いします

平成15年10月から開始した首都圏ディーゼル車規制に御協力いただき、九都県市内の大気環境は大幅に改善しました。現在では、浮遊粒子状物質(SPM)や二酸化窒素(NO₂)の大気環境基準を継続的・安定的に達成していますが、首都圏の大気環境のさらなる改善のために業務で自動車を使用する際は、環境により良い自動車の利用をお願いします。



九都県市首脳会議

環境問題対策委員会大気保全専門部会

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

「環境により良い自動車」とは…

首都圏ディーゼル車規制に適合する自動車

首都圏を走行するには

各都県条例のディーゼル車規制に適合する自動車
であることが義務付けられています。

基準を満たさないディーゼル車は、一都三県の地域で運行が禁止されています。

一都三県の条例

対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	運行禁止命令 上記に従わない場合は 50万円以下の罰金

PM減少装置の装着

基準を満たさないディーゼル車であっても、九都県市が指定する粒子状物質減少装置を装着してあれば、一都三県内を走行することができます。
PM減少装置の装着証明書は、車検証等と共に車内に保管してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面などに表示します。

指定装置は、ホームページ (<https://www.9taiki.jp/>) で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。



条例の PM 排出基準を満たさないディーゼル車

一段階目の基準

千葉県・神奈川県の条例の基準	記号がない昭和 54 年ごろまでに製造された車両 ・K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-
埼玉県・東京都の条例の基準	記号がない昭和 54 年ごろまでに製造された車両 ・K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-

二段階目の基準

- ・KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
※上記の型式であっても、規制に適合している車両もあります

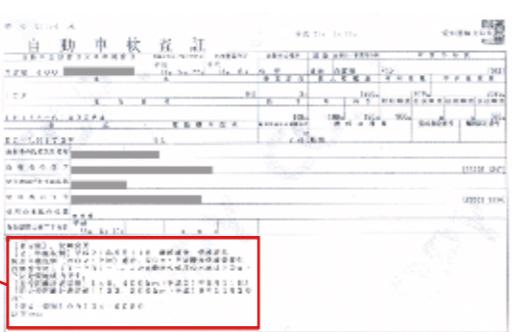


自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両

自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車

自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車は、自動車検査証(車検証)の左下の備考欄に「**使用車種規制(NOx・PM)適合**」と記載があります。

※車検証に「適合」の記載があっても、東京都・埼玉県のディーゼル車規制には適合していない場合があります。
条例の規制への適合は各都県にお問い合わせください。



九都県市では「ポスト新長期規制連合車」や「九都県市指定低公害車」を「環境により良い自動車」として利用を推進しています。

大気環境のさらなる改善のため、一步進んだ**低公害車の積極的な利用をお願いします。**

低公害車(大気汚染物質の排出量が少ない又はまったく排出されない自動車)

九都県市や国は、排出ガスの濃度や量を一定割合以上低減させた低公害車にステッカーを交付しています。低公害車かどうか判断する際の目安にしてください。

低公害車を示す主なステッカー

九都県市指定低公害車ステッカー



国のステッカー(例)



※低公害車は、九都県市あおぞらネットワークで検索できます。
(<https://www.9taiki.jp/>)

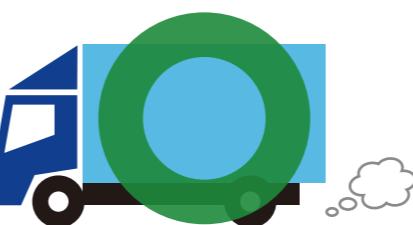


自動車を使用する事業者を選ぶ際には…

自動車を使用する事業者に業務を依頼する場合は、環境により良い自動車を使用している事業者に依頼するようお願いします。

ディーゼル車規制が適用されない地域の事業者が、NOx・PM等の大気汚染物質の排出量が多い古い車両を使用して、安価に業務を請け負う場合があります。
事業者の選定は、環境面への配慮を考慮するようお願いします。

環境により良い自動車



環境に配慮しない自動車



※運送等を依頼された事業者が都県の条例違反で摘発された場合、依頼した者も責任を問われる場合があります。
(荷主等の義務違反)

運送業者をお探しの場合

環境により良い取組を行っている運送事業者をお探しの際には、以下のHPを参考にすることもできます。

「グリーン経営認証」

<https://www.green-m.jp/index.html>



「東京都貨物輸送評価制度」

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka/index.html>

